

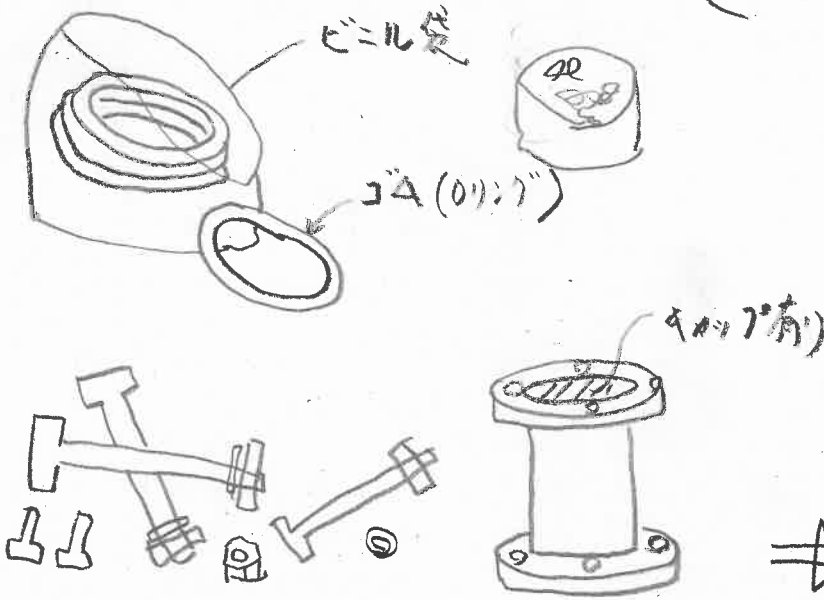
## これまでの検査気づき事項(主なもの;R4年 4月～)

	確認された気づき	未然防止の観点からの共有情報	備考
1	汚染の可能性のある資機材を屋外に長期間仮置きしている状況	汚染の可能性のある資機材について、非管理区域や屋外にやむを得ず仮置きや保管する場合は、一時管理区域の設定や雪や雨などの外乱があっても、確実に汚染が拡大しない処置や監視の程度(線量測定、表示、パトロール等)を定める必要がないか今一度検討すべき	
2	ケーブルトレイ分割部の耐火パテの施工不備	建屋間や屋外への貫通部について、地震や不当沈下等による貫通配管やトレイ等の相対変位を吸収できる構造となっているか、当該貫通部の要求事項を満たす施工となっているか(雨水、気密、防火、遮へい)今一度確認すべき	
3	機器点検作業における発注仕様書への点検スベックの記載不足	調達時の発注仕様に基づき、協力会社等の受注者は施工要領等を作成するが、当該要領に記載する許容値(目標値や管理値等)は、発注者の指示に基づくものでないと、受注者から提出されたものを確認する際に、何に基づいて確認していいかわからず、誤記も発見できないため受け手が迷わない記載になっているか今一度確認すべき	
4	高圧ケーブル劣化診断結果「危険」と診断されていたものの、CR登録による不適合管理は行われておらず、地絡が発生	「要求事項を満たしていない状態」は程度はあれ、設備安全に関わらずすべて不適合であり、CR登録は必須。CAPの意思決定等の会議体が機能していても、CRIに登録されていないと何の対処もできないので、まずはCR登録のしきい値を低くして、すべからず登録するところから運用してはどうか	
5	蒸気漏れによる煙探知機の作動	ユーティリティ系は直接安全に影響しないもので、当該取替部品は事後保全で差し支えないものと考えるが、点検計画の策定は必要。 ただ、蒸気や高温・高圧、薬品系は、取替部品の劣化により労働安全にも影響するので、前広に劣化モードに応じた点検周期(リークチェック、取替等)とするよう運用してはどうか	
6	バウンダリー構成設備の点検計画未策定	各種バウンダリー(負圧、溢水、防火、施設外への漏えい防止、異物管理区域、管理区域、外壁・天井(屋上)等)を構成する設備やバウンダリー貫通部については、それぞれのバウンダリー要求事項を担保できるよう点検計画の策定、劣化状況による見直しが行える内容が今一度確認すべき	
7	アイソレ対象バルブを誤認識し、「閉」操作による冷却機能喪失	安全処置や隔離処置の確認については、運転側や作業側が実施しても、処置を依頼した作業責任者自らが確認することを心がけてはどうか	
8	ローカルサンプリングシステムの不適切な運用	保安規定から現場機器等の運用状態を変更する場合は、規定の変更を基本とするものの、CAP等を通じて原子力安全に及ぼす影響を評価し「特別採用」として上層部の承認を得てから変更する必要があります。	
9	重要設備の調達や保全に対する不十分な検討(点検等の対象もれ)	重要設備の機能が維持できるよう、関連するサポート系についても、点検や調達グレードが整合しているか今一度確認してはどうか	
10	燃料保管ラック構成部品の一部欠落	実用炉において実施されているコンフィグ管理(許認可図書、設計図書・施工図、現場(配管やダクト等の分岐・合流を含む)が一致していることの照合)を実施することを推奨する	
11	ボーリングによる埋設電線管及びケーブルの誤切断	床面内の埋設電線管や接地線は施工上、下端筋に乗せている場合もあり、干渉物を選んで施工されているため、施工図(埋設電線管等)どおりに施工されていない(できない)場合があり、特に、床下からボーリングを行う際には、試し穿孔等	
12	ボーリングによる鉄筋の誤切断	金属探知機でカバーできないことも想定して、ドリル等で試し穿孔を実施するなどの配慮を行ってはどうか。	
13	安全系ケーブル周辺への可燃物の仮置き・保管	重要な本設機器近傍の仮置き・保管等は、地震や火災等の影響がないよう、許可する側も注意が必要 また、管理者等による日々のパトロールも重要	
	以下当方WDIにおける共有したいコメント		
14	予備品や取り外し部品(ボルト・ナット、ガスケット、フランジ等)が床面に直置きされていたり、管理者が不明、再使用するのかが等識別されていない	小袋等に入れて、表示や担当課(者)等誰の責任で保管しているか、再使用するのかが等、ルールを定めて管理する必要があります。また、このようなものが異物になり得ることをTBM・KYで繰り返し周知されることが必要	左記は、直接原子力安全に影響するものではありませんが、繰り返し発生しやすいもので、ベースとなるルール(仕組み)は必要ですが、管理者等による日々の現場巡視や、管理者がTBM・KYに参加し、繰り返し注意喚起すること何よりも重要と考えます。
15	狭い本設機器周辺に踏台や脚立が設置されていた	本設機器(漏えい検出器等を含む)近傍での仮置きや保管は、地震時や火災時に予期しない影響があり得るので、ルールを定めて、日々巡視することが重要	
16	搬出物品記録が現場に置いた状態で運用されていた(保安規定で月一確認の必要がある記録)	現場で使用する記録類は、日々持ち帰り、その内容や返却について担当者の確認を受けることが必要 また、作業員間で共通する記録や鍵等は手間は増えますが、又貸し又は紛失しないような運用が必要	また、受注者が提出する作業要領に盛り込まれていることの確認も必要です。
17	貫通部の不燃材の一部が脱落していた	当該部は不燃材むき出しの収まりで、脱落の恐れがあり、施工側から設計(貫通部処理)へのフィードバックが必要	→ 添付マンガ
18	不要と思われる可燃物が管理されない状態で仮置きされていた	各種パトロール(安全、品質、防火、設備等)において、仮設資機材等の仮置き状態や不要な可燃物が放置されていないことの確認も含めた日々のパトロールとする運用としてはどうか。 本件を含めた現場の不安全状態の削減は、仕組みと相まってやはり管理者等による日々の巡視、繰り返しの指導が重要と考えます。	

WD時のマンガ

(巡視で容易に気づける状態)

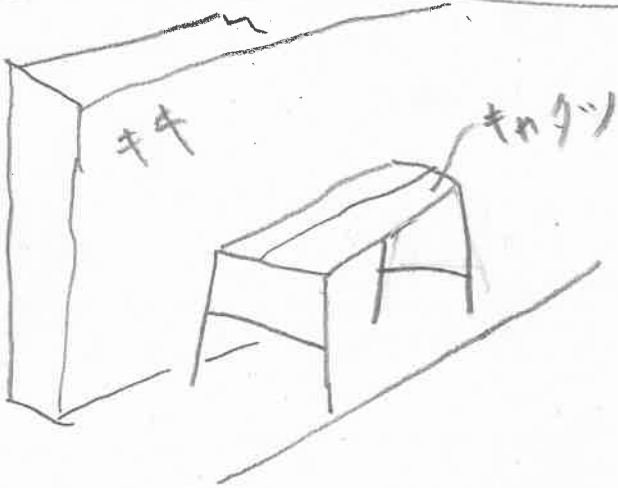
14



- ・床面直置
- ・管理者不明
- ・本設、仮設不明
- ・再使用不明
- ・ビールは可燃物

⇒ 小袋に入れ、表示

15

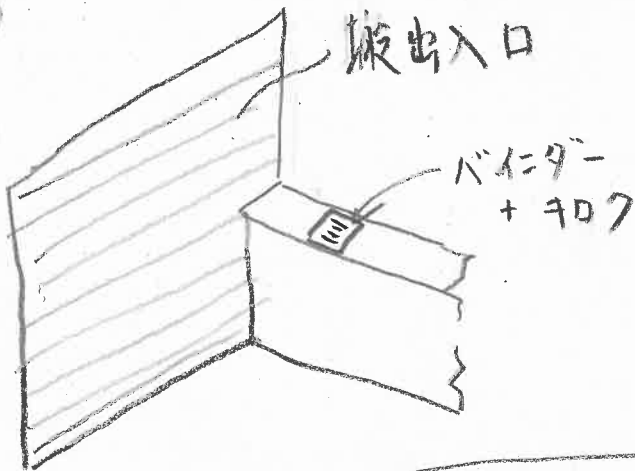


- ・地震時等の影響が不明

⇒ 設置場所と栓付

(巡視で容易に気づける状態)

16

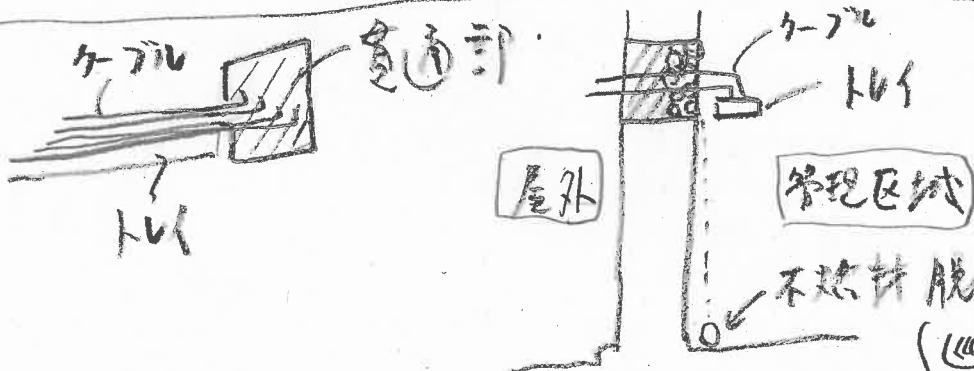


現場に置いたまま運用

⇒ 日々持ち帰り、チェック

(保安規定の要領記録が管理士への状態)

17



細部が悪化  
 設計の  
 連絡すること

(巡視で容易に気づける状態)